

令和5年度防災分野のデータプラットフォーム整備にむけた調査検討業務
技術検討ワーキンググループ(第3回)
議事要旨

1. 日時

令和6年3月12日(火) 10:00~12:00

2. 出席者

阿久津委員、大野委員、眞野委員、武藤委員(50音順)

内閣府(防災担当)、デジタル庁、(国研)防災科学技術研究所

3. 議事次第

(1) 関連情報の共有

- 内閣府の取組
- デジタル庁の取組

(2) 本調査事業の検討報告

- 事業の経過
- 次期総合防災情報システムの利用規約等の検討
- 国と都道府県等とのデータ連携に関わる改善の検討
- 各情報共有グループとのデータ連携に向けた検討
- 防災分野の流通データ等の整備に向けた検討

4. 議事要旨

内閣府より、関連事業である次期総合防災情報システムの開発状況及び能登半島地震における情報集約とISUT地図情報の活用事例を、デジタル庁より、避難者支援業務のデジタル化に係る実証実験及び能登半島地震におけるデジタル上の対応について説明したのち、内閣府より、本調査事業の本年度の検討状況を報告した。各委員からは以下の意見等があった。

【(1)関連情報の共有 について】

- 避難所支援業務のデジタル化に係る実証事業は、上手くいった点のみならず課題事項についても整理することが望ましい。
- 省庁の下で複数の災害情報に関連する技術研究開発事業が実施されているが、「次期総合防災情報システムと接続すること」がそれらの技術研究開発事業の出口(着地点)の一つとされることが望ましい。

【(2)本調査事業の検討報告 について】

- 次期総合防災情報システムの利用規約について、法令上の「個人情報」の定義に入らないようなプライバシーにかかる情報の取扱いについても考慮されていくことが望ましい。
- 次期総合防災情報システムの利用規約について、規約又は関連する運用規定等において、本システムを利用する各組織それぞれにアカウント情報の管理責任者を設置することや当該管理責任者の義務等が規定されることが望ましい。
- 次期総合防災情報システムの利用規約について、システム連携によるデータ利用時における責任関係について、データ利用者が負う義務の内容、当該データ利用者のシステムを通じてデータ利用を行う者の規約違反行為があった場合の責任の所在などが、より明示されることが望ましい。
- 国と都道府県等とのデータ連携に関わる改善の検討について、災害発生時に通信インフラが途絶する場合も踏まえることが望ましい。
- 国と都道府県等とのデータ連携に関わる改善の検討について、災害発生時にデータ連携が停止する要因は様々あるため、システムの各階層(電源、回線、オペレーターなど)において脆弱性をチェックされることが望ましい。
- 国と都道府県等とのデータ連携に関わる改善の検討について、次期総合防災情報システムでは現行システムから参加者が拡大されることを踏まえ、運用後も各参加者のオペレーションの改善の検証されていくことが望ましい。
- 各情報共有グループとのデータ連携に向けた検討について、各省庁が実施している情報流通基盤の取組みと連携を取り、どのようなデータ連携が可能であるかについて検討していくことが望ましい。

以上